

豊岡スマートコミュニティ推進機構規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、「豊岡スマートコミュニティ推進機構」(以下「本機構」という。)と称する。

2 本機構の名称の英文表示は、「Toyooka Smart Community (略称:TSC)」とする。

(主たる事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を兵庫県豊岡市に置く。

(目的)

第3条 本機構は、豊岡市の掲げるビジョンである「いのちへの共感に満ちたまちづくり」、「小さな世界都市」及び「深さをもった演劇のまちづくり」を実現させるために、適切な技術(ICT、IoT、データ活用等)を用いて生活の心地良さを高めつつ、人々が多様性を認め、フラットでスマートにつながるコミュニティを構築することにより、住む人、訪れる人にとっての豊岡市の価値を高め、地域の持続可能性を向上させることを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の施策を行う。

- (1) モビリティ関連事業
- (2) 地域産業(観光、農業、製造業、介護サービス等)支援事業
- (3) 再生可能エネルギー関連事業
- (4) 住民健康増進関連事業
- (5) 交通安全・見守り関連事業
- (6) 防災・危機管理関連事業
- (7) 次世代人材育成関連事業
- (8) 地域イノベーション促進事業
- (9) 雇用・移住促進関連事業
- (10) 豊岡演劇祭等催事関連事業
- (11) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 本機構は、豊岡市、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金、外部有識者のほか、賛助会員(以下「会員」という。)で組織する。

2 外部有識者は、地方創生による地域活性化やICT、IoT、データ活用等による社会実装の政策立案に長けた人材とする。

3 賛助会員は、本機構の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体等とす

る。

(入会)

第6条 新たに本機構の会員として入会しようとする団体等は、別に定める入会申込書を代表理事宛て提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本機構の事業に要する経費については、事業実施者間で協議により負担するものとする。

(退会・除名)

第8条 会員は、事前に退会を希望する旨を、書面をもって代表理事に届け出ることにより、退会することができる。

2 本機構は、理事会において不適格と決議した会員を除名することができる。

3 退会、除名にあたって、当該会員から受領した負担金やその他抛出金品等の返還は基本的に行わない。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本機構に次の役員を置く。

(1) 代表理事1名

(2) 理事2名

(3) 監事1名

(役員を選任)

第10条 代表理事は、豊岡市長又は豊岡市副市長をもって充てる。

2 理事は、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金事務局長と外部有識者とする。

3 監事は、代表理事の推薦により選出する。

(役員の仕事)

第11条 代表理事は、本機構を代表し、会務を総理する。

2 理事は、本機構の事務を総括する。

3 監事は、本機構の財務を監査する。

(報酬)

第12条 役員は無報酬とする。

第4章 会議等

(会議)

第13条 本機構の会議として、理事会を置く。

2 理事会は、代表理事が招集し、その議長となる。

3 理事会においては、次の事項について審議し、決定する。

(1) 本機構の運営方針及び運営に関すること。

(2) 本機構の予算、決算、事業計画及び事業報告に関すること。

- (3) 役員を選任に関する事。
 - (4) 新たに本機構に入会しようとする者の承認及び会員の除名に関する事。
 - (5) プロジェクト組織の承認等に関する事。
 - (6) 機密情報の取り扱いに関する事。
 - (7) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (8) 本機構の継続、解散に関する事。
 - (9) その他本機構の運営に関する重要事項に関する事。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席（委任を含む）により成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。
- 5 理事会は、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

第5章 プロジェクト組織

（プロジェクト組織）

- 第14条 本機構は、第4条に掲げる事業の具体的な推進のために必要と認めるときはプロジェクト組織を設けることができる。
- 2 プロジェクト組織は、理事会の承認をもって組織し、本機構の目的に合致しない状況に至った場合は、理事会はその組織を解散するものとする。
- 3 プロジェクト組織は、1名以上の会員が参加するものとする。この場合において、プロジェクト組織に参加する会員は、プロジェクト組織における事業の進捗状況等を理事会にて報告するものとする。
- 4 プロジェクト組織は、会員とは別に、第1項の事業推進の目的に賛同する団体等（プロジェクト組織における議決権のみを有する。以下「プロジェクト会員」という。）の参加を認めるものとする。
- 5 プロジェクト組織が行う事業に要する経費については、事業実施者間で協議により負担するものとする。
- 6 その他プロジェクト組織に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

- 第15条 本機構の資産は、会費、負担金、補助金及び協賛金等をもって構成する。

（資産の管理）

- 第16条 本機構の資産は、事務局が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

- 2 資産からの支払い、収支決算書の作成、その他会計業務は事務局が行う。
- 3 本機構の業務を外部に委嘱する場合、委嘱先は理事会において決定する。

（事業計画及び収入予算）

- 第17条 本機構の事業計画書及び収支予算書は、事務局が作成し理事会での決議を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 本機構の事業報告書、収支決算書及び資産目録は、事業年度終了後、事務局が遅滞なくこれを作成し、監事の監査手続きを経て、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(残余財産の帰属)

第19条 本機構が解散をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、豊岡市に贈与するものとする。

第7章 機密保持

(機密情報)

第20条 秘密情報とは、本機構の活動を通じて入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいい、代表理事が管理責任者となる。事務局は情報管理を徹底するものとする。

(1) 個人情報

(2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示時に会員が秘密として指定したもの

(3) その他開示者が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 知り得た時点で、既に公知となっていた情報

(2) 知り得た時点で、開示者から秘密情報にあたらぬ旨の通知を受けた情報

(3) 知り得た後、会員の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(4) 第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報

3 秘密情報は、会員間でのみ共有するものとし、本機構の事業目的以外に使用してはならない。

4 秘密情報は、無断で第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、第三者への情報開示が必要な場合は、秘密情報開示者の同意及び理事会の決議を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関若しくは行政機関の要請により、秘密情報の開示を要求された場合は、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う会員は、理事会に対して速やかにその旨を通知するものとする。

6 この規定は、会員が退会し、または本機構が解散した後も、その効力を有するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第21条 本規約に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、必要に応じて理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

(会計年度)

第 22 条 本機構の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までの期間とする。

(事務局)

第23条 本機構の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局の体制は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 事務局は、本機構に必要な事務及び会計を処理する。
- 4 その他事務局運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

本規約は、理事会の決議を経て 2020 年 5 月 7 日から施行する。